

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月

色 麻 町

## 目 次

基本構想の意義	1
基本構想の構成	1
基本構想の目標年次	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1 色麻町農業の概要	2
2 色麻町農業の基本的な方向	2
3 色麻型農業の実現に向けて	3
4 具体的な農業経営基盤強化促進事業の内容	4
5 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う色麻町農業の将来像	5
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	7
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2 町が主体的に行う取組	11
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	12
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互 提供	12
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	12
2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の 区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	14
2 利用権設定等促進事業に関する事項	14
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	19
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作 業の実施の促進に関する事項	22
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	22
第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	23
第7 その他	24
別紙1 (第5の2(1)⑥関係)	25
別紙2 (第5の2(2)関係)	26

## 基本構想の意義

地域農業の維持及び発展のため、集落における農業者の合意形成を基礎とし、担い手への農地の利用集積と経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図っていくことが、緊急に解決すべき課題となっている。

このため、新たな制度、施策体系の下で農地流動化施策、担い手育成施策等について総合的な計画を定めることとし、概ね10年先を見通した、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を示すものとして「基本構想」を策定した。

また基本構想の基本となる効率的かつ安定的な農業経営のあるべき水準等は、県の基本方針に沿って大局的な観点から示すものである。

## 基本構想の構成

この基本構想は、第1～6により構成されている。

第1「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」では、本町における農業生産・農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保やこれらの経営の育成の考え方、そしてこれを支援していくための諸施策について示している。

第2「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」では、色麻町及び周辺地域で展開している主な営農類型について、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態別に示している。

第2の2「農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」では、新たに農業を営もうとする青年等が目標とする第2の基本指標に対する目安を示している。

第3「第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」では、本町における農業を担う者の確保及び育成の考え方、町が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農希望者とのマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供について示している。

第4「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」では、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する面積の目標及び、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について、10年後を見通して示している。

第5「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、これらの目標の達成に関する農業経営基盤強化促進事業の基本的な推進事項について示している。

第6「農地中間管理機構が行う特例事業に関する事業」では、農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法第7条に基づいて実施する特例事業に関する事項を示している。

## 基本構想の目標年次

この基本構想は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年次とする10か年の構想である。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 色麻町農業の概要

色麻町は、宮城県のほぼ中央北西部に位置し、東西に長く南北に狭い形状をなし、総面積は約109.28平方キロメートルとなっている。町の西部は奥羽山系の船形山等からなる山岳地帯を形成し、これら山岳地帯を源とする保野川・花川は、西部から中心に向かって縦貫し、東南部一帯の平坦地を潤し大崎耕土の一部をなしている。

本町の農業は、米を基幹として、大豆・畜産・野菜を組み合わせた複合経営の確立を推進してきた。また、生産組織づくりを推進し、コスト低減に努めるとともに、担い手の育成に努め、集落営農組合や法人組織等への農地の利用集積は一定程度進んできた。

しかしながら、農業従事者の減少及び高齢化に伴い、地域農業の維持及び発展のためには、後継者及び担い手の育成確保は喫緊の課題となっている。

#### (1) 色麻町の農地

こうした中で、農地の資産的保有傾向は依然として根強く、安定的兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近の高齢化等の急速な進行により、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

また、農業生産展開の基盤となる優良農地については、農業振興地域整備計画の抜本的な見直しを行い、将来とも農地として農業生産の目的に使われる土地と、市街化の発展に合わせた土地利用を図る土地と明確に分けることによって、将来とも優良農地を確保し、生産性の高い農業を展開して行くものとする。

#### (2) 担い手の状況

他産業が成長する中で、本町の農業は、農業経営者の高年齢化と担い手不足が進行し、農業振興を図るうえで大きな障壁となっている。

特に新規就農者については、現在の就農状況がこのまま推移して行けば本町農業全体が崩壊の危機に向かうことにもなりかねない深刻な状況である。

このことは、個々の農家も十分認識しており、将来の望ましい経営の方向として、個々の農家が専門的に農業を営む個別経営体と、春作業から秋作業までの一貫作業を行うタイプの生産組織や、通年雇用ができる作業体系の農地所有適格法人のような組織経営体による農業の育成が急務となっている。

### 2 色麻町農業の基本的な方向

色麻町の農業は、水稻、野菜、畜産の3部門構成をとっており、家畜排せつ物法の施行もあり、個別においても、また地域においても、連携を図ることが必要である。

他方、高齢農業者、兼業農家が多くなり、生きがい農業として農業従事を行う者が多くなる。また、都市あるいは消費者との交流も多くなる。

こうした現状の課題から色麻町農業の振興方向を求めると次のようになる。

① 職業として選択し得る経営的魅力のある産業としてのやりがいのある農業。

② 健康や喜びを実感できる生きがい農業。

このような側面での農業振興は、色麻型農業振興の基本方向であるので、特に①を実現するために、(1)と(2)の事業に取り組む。

#### (1) 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体育成の具体的目標となる経営指標の提示

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として

選択し得る魅力とやりがいの見い出せる将来（令和12年度末）の農業経営の発展の目標を設定し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、色麻町及びその周辺地域において現に成立している優良な経営の事例等を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円、主たる従事者に補助従事者を加えた1個別経営体あたり600万円）、年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間）の水準の達成を目標とし、これらの農業経営が本町の農業生産の相当部分を担えるような農業構造の確立を目指すものとする。

## （2）経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するための支援措置

これからの農業経営では、経営主は経営感覚を持ち、高い経営者能力をもって経営管理を実施していかねばならない。

本町は、将来の色麻町の農業を担う経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営のため、地域農業の担い手となる認定農業者等の意向を考慮し、農業者又は農家に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者の農業経営の確立を図るため、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に講じるものとする。

また、これらの経営体の高齢農家や後継者のいない農家の生産及び農用地が引き継がれることにより、優れた経営体がより積極的な経営戦略を実施できるよう環境の整備に努めるものとする。

## 3 色麻型農業の実現に向けて

### （1）事業推進指導体制

事業を実施するにあたり、色麻町は、加美よつば農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、色麻町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、大崎農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、また、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため「色麻町担い手支援センター」を中心に徹底した話し合いを進める。さらに望ましい経営を目指す農業者や、生産組織及びこれらの経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営に対して「色麻町担い手支援センター」が主体となって営農診断、営農改善方策の指導等を行い、地域の担い手農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来方向について検討することにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

### （2）利用権設定の推進等

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会を核として、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落では、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積について、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体が設立された。また、地域での話し合いを進めるに

当たっては、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農組合の育成・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

### （3）生産組織の育成

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、法第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、色麻町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、今後の地域の面的な広がりを対象とした圃場整備事業等の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

## 4 具体的な農業経営基盤強化促進事業の内容

### （1）経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営をめざす、認定農業者の掘り起こしと当該制度の啓蒙普及体制の確立

認定農業者の掘り起こしは、意欲と能力さらに地域において信頼される人間性などを兼ね備えていることが必要なので、町内の農業者あるいは関係機関、団体の関係者を一同に会し、今後の農業経営、認定農業者等についての研修会を開催し、その後、各地域において十分なる話し合いの場の機会を設けるなどして、自主的にあるいは、地域の農業事情に精通した者及び関係者から推薦していただくこととする。そのため町では、色麻町及び農業委員会、農業協同組合、色麻土地改良区（以下「土地改良区」という。）、宮城県農業共済組合中央支所（以下「農業共済組合」という。）並びに普及センター等の関係機関・団体で構成する色麻町農業再生協議会を主体として認定農業者、又は、今後農業経営改善計画の認定を受けようとする農業者、生産組織を対象に経営改善の方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催を行う。

### （2）認定農業者への濃密指導の実施

認定農業者に対しては、年次計画により色麻町、農業委員会、農業協同組合、普及センターが連携して指導体制を敷き、濃密な指導の下に最適な経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営が営めるよう、経営改善に必要な診断と処方を実施し育成するもの

とする。

(3) 認定農業者への支援制度の確立

認定農業者に対し農地の優先的斡旋をはじめ、その他の支援を集中的に行うものとし、今後とも総合的な支援制度の拡充発展に努めるものとする。また、稲作等の土地利用型農業をめざす認定農業者へ、効率的かつ合理的な農地の利用集積が図られるよう推進する。

(4) 組織経営体の育成

稲作を中心とした地域農業の受け皿として、組織経営体の育成を推進する一方で、将来の農地所有適格法人への発展母体として期待できる生産組織等の育成も積極的に進めるものとする。

このため、初期の段階では農作業受委託集団等の組織化や集落ごとの機械利用組合設立等の促進を図るものとする。

(5) 農用地利用改善団体の育成

農用地の有効利用を図るため、農用地利用改善団体の育成を推進する。特に、今後のほ場整備事業の実施地区については、換地と一体的に農用地の利用集積が図られるよう環境の整備に努める。

また、ほ場整備事業の実施が遅れている地域や実施が困難な地域で、遊休農地の出現が懸念される場所については、農用地利用改善団体の事業を通じて、その未然防止に努めるものとする。

## 5 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う色麻町農業の将来像

(1) 色麻町農業の将来像

経営者の高齢化、担い手不足といった農業を取り巻く構造的な現状を認識した場合、将来の農業生産及び経営の相当部分が、先進的な農業経営をめざす認定農業者等を中心とした個別経営体及び組織経営体への利用集積が予想される。

今後、後継者のいない農家もしくは、兼業農家は、現状規模のままで農業機械を更新し、個別完結型農業を継続していくことは採算性の面で極めて困難になることから基幹作業を委託するか、又は、利用権の設定により経営を委ねていく農家が増えていくことが予想される。

そこで、「地域計画」を町全体で作成し、地域の農業を担う者を明確にすることにより、将来、地域の農地の確保や安定した農業経営そして地域の担い手の確保につなげていく。

① 組織化への誘導

本町の基幹作物である水稻の今後の営農管理について検討してみると、認定農業者と組織経営体の二つの経営体が、重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っている。

今後、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。また、当面集落を単位とした生産組織の育成や、町内37組織あるミニライスセンターなどの協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立に向け誘導を図る。

② 新たな地域管理システムの稼働による効率的な生産を行う農業

土地利用型農業の稲作を基幹とする本町農業にとって担い手農家の育成は、地域農

業の再構築のために必要であるが、農業振興だけでなく高齢化、担い手不足、農地の荒廃化等の農業経営面での困難な側面とともに、大手企業の進出により混住化が一層進むので、農地の保全と活用を図る地域振興という視点からも行政と農協が一体となり取り組む緊急を要する課題である。

ア 集落段階における農業生産組織の再編整備と営農体制の確立

イ 兼業農家などから農作業の受委託・斡旋の一元化を図り経営規模の拡大と安定した農業の促進を図る。

ウ 農地を借り入れ農用地の有効利用による規模拡大

以上の3点が、生産性の高い農業経営者の育成を図り、色麻町農業振興に寄与する地域管理システム設立の主なねらいとなる。

## (2) 生活環境がよく住みやすい集落

### ① 定住環境の充実

近年、生活様式の急激な変化と兼業農家及び他産業就労の定着化が進行している中、住民相互の結び付きが薄れ、これまで住民の手で運営されてきた生活環境の維持・管理等の諸活動が低下する傾向にある。

また、農村集落は生活環境整備が依然として立ち遅れており、担い手不足、経営者の高齢化、将来、先進的な農業経営を行う農家と、土地持ち非農家との混住化を生むことになり、農家、非農家双方にとって利便性の高い定住環境の整備が必要になる。

こうした中で、町第五次長期総合計画等に基づき、地域住民の積極的参加と強調を促し、自然環境の保全と農業農村の活性化を目指した各種事業を効率的に導入して、道路・公共下水道、集落排水施設等の整備を図り農村社会の良きコミュニティの維持発展に努める。

### ② 女性と高齢者が活躍できる場

兼業農家構成組織型であれ、少数請負型であれ、集落をベースとした営農システムは、集落の農業生産というだけにとどまらず、集落のもつ農村社会としての側面にも配慮した運営が必要である。

集落の農業とは、農業の合理化によって各人の農業への関わり方に違いがでてくるが、集落の構成員の全員がそこで生き生き生活できるようになってはじめて真の集落農業と言える。

一般的には、生産の合理化は機械化農業と密接に結びついており、機械が不得手な高齢者や女性は排除されがちである。しかし、高齢者の篤農技術は貴重な財産であり資源である。緻密さや繊細さの要求される作業については女性の方が能力が高い場合が多い。したがって、集落農業システムの具体的内容はそれぞれの地域条件に応じて当然異なるが、急速に進む高齢化社会を迎え高齢者や女性の活躍できる場をいかに確保するかは、集落農業全体に共通した課題である。その可否が集落社会にそして町全体に活力を賦与できるか否かの重要ポイントである。

## (3) 農村における雇用機会の創設

### ① 経営体と兼業農家、非農家等との雇用労働力の相互補完

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営をめざす経営体が、目標とする労働時間と農業所得を達成するためには、農繁期等や栽培管理行程などの中で相当量の雇用労働力を必要とする。本法その他の諸政策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていきながら小規模な兼業農家、生きがい農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体として



発展に結びつくよう相互補完のシステムを確立し有効利用を図るものとする。

② 農産物を利用した地場産品の開発

農業の今後の推進方策のひとつに「第六次産業化」へ取り組まなければならない。  
立地条件を生かした農林業と共生する地域で生産される農産物の加工食品を生産し、平沢穀菜センターやその他直売所等での販売を通じて都市との交流を深め、幅広い地域振興に努める。

先行き不透明な社会・経済情勢ではあるが、若い世代が希望をもてる活力と魅力ある地域農業振興策が必要であり、雇用の拡大と地場産業の創出は最も重要な政策である。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

色麻町の独立・自営就農の新規就農者及び経営移譲による親元就農者が毎年数名程度の状況となっているが、従来からの基幹作物である米の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる現状を踏まえ、色麻町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ① 確保・育成すべき人数の目標

国では新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標を示し、宮城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の目標については年間160人となっている。

本町においては、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を将来にわたり確保していくための人・農地プランの作成を行った。担い手となる新規就農者を1行政区1人（25行政区）を目標としており、その目標を新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人については、既に任意組合として活動している組合の法人化を目指す。

#### ② 新たに農業を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

色麻町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の2の（1）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる農業者1人あたりの年間農業所得240万円程度）を目標とする。

### (3) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた色麻町の取組

上記に掲げるような新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については普及センター、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2の(1)に示したような目標を達成可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として現に周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

### ○各営農類型に共通した指標に関する事項

- ・経営管理の方法として、複式簿記に基づく経営目標管理を的確に実施する。また、経営や生産組織の発展段階に応じて法人化を推進する。
- ・農業従事の態様としては、家族経営協定の締結や就業規則による給料制・休日制の実施、年金制度の適切な活用、経営形態に応じた労災・雇用保険の加入等を実施するものとする。
- ・土地利用型作物に係る営農類型では、経営所得安定対策等の対象となる経営体を想定し、交付金の単価を含めて試算している。
- ・農業所得は、個別経営体が主たる従事者1名及び補助従事者1名で算定し、個別経営体、法人経営体ともに、主たる従事者1名当たりの農業所得としている。

### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	モデルのポイント	農業所得
①水 稲 + 大 豆	主食用米 10 ha (自作地 5 ha) (借 地 5 ha) 大豆 5 ha	・水稲を主体とした家族経営 ・ほ場の集積・集約化による作業効率向上 ・大豆の収穫作業は農協所有機械等を利用	595万円
②水 稲 + 飼料用米 + 大 豆	主食用米 10 ha (自作地 5 ha) (借 地 5 ha) 飼料用米 1 ha 大豆 4 ha	・水稲を主体とした家族経営 ・ほ場の集積・集約化による作業効率向上 ・大豆の収穫作業は農協所有機械等を利用	643万円
③水 稲 + えごま + 大 豆	主食用米 10 ha (自作地 5 ha) (借 地 5 ha) えごま 1 ha 大豆 4 ha	・水稲を主体とした家族経営 ・ほ場の集積・集約化による作業効率向上 ・大豆、えごまの収穫作業は農協等所有機械等を利用	659万円
④水 稲 + 露地野菜	主食用米 9 ha (自作地 5 ha) (借 地 4 ha) 白菜 1 ha	・水稲と露地野菜の複合経営(家族経営) ・高収益作物として白菜を導入	484万円
⑤水 稲 + 露地野菜	主食用米 9 ha (自作地 5 ha) (借 地 4 ha)	・水稲と露地野菜の複合経営(家族経営) ・高収益作物としてたまねぎを導入	585万円

	たまねぎ 1 ha		
⑥水 稲 + 露地野菜	主食用米 9 ha (自作地 5 ha) (借 地 4 ha) キャベツ 1 ha (冬まき 0.5ha) (春まき 0.5ha)	・水稲と露地野菜の複合経営(家族経営) ・高収益作物としてキャベツを導入 ・春まき栽培と冬まき栽培の年2作体系	537万円
⑦水 稲 + 露地野菜	主食用米 9 ha (自作地 5 ha) (借 地 4 ha) トマト 1 ha	・水稲と露地野菜の複合経営(家族経営) ・高収益作物として加工用トマトを導入	543万円
⑧水 稲 + 露地野菜	主食用米 9 ha (自作地 5 ha) (借 地 4 ha) ねぎ 1 ha (春まき)	・水稲と露地野菜の複合経営(家族経営) ・高収益作物としてねぎを導入	555万円
⑨水 稲 + 施設野菜	主食用米 9 ha (自作地 5 ha) (借 地 4 ha) ほうれんそう 2,600 m <sup>2</sup>	・水稲と施設野菜の複合経営(家族経営) ・高収益作物として雨よけほうれんそうを導入	546万円
⑩施設野菜 + 水 稲	きゅうり 3,000 m <sup>2</sup> (促成・抑制) 水稲 5 ha (自作地 5 ha)	・水稲と施設野菜の複合経営(家族経営) ・鉄骨ハウスでの促成栽培と抑制栽培の年2作体系	686万円
⑪施設花卉 + 水 稲	トルコギキョウ 2,000 m <sup>2</sup> ストック 2,000 m <sup>2</sup> 水稲 5 ha (自作地 5 ha)	・パイプハウスでのトルコギキョウとストックによる花卉と水稲の複合経営(家族経営)	715万円
⑫酪 農	経産牛(搾乳牛) 40頭 飼料生産面積 5 ha (借地)	・経産牛常時40頭飼養の家族経営 ・スタンション方式牛舎 ・パイプラインによる搾乳 ・飼料生産用機械は共同利用	717万円
⑬水 稲 + 肉用牛(肥育)	主食用米 5 ha (自作地 5 ha) 肉牛 60頭 飼料生産面積 5 ha (借地)	・肥育牛常時60頭飼養の家族経営 ・導入月齢9か月齢、出荷月齢28か月齢 ・飼料生産用機械は共同利用	508万円

⑭肉用牛(繁殖) + 水 稻	繁殖牛 20頭 飼料生産面積 5ha 主食用米 5ha (自作地 3ha) (借地 2ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛常時20頭飼養の家族経営</li> <li>・飼料生産用機械は共同利用</li> <li>・平均分娩間隔 390日</li> </ul>	585万円
⑮果 樹 + 水 稻	りんご 1ha (わい化栽培) 主食用米 5ha (自作地 3ha) (借地 2ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲作とりんごの複合経営(家族経営)</li> <li>・わい化栽培</li> <li>・消費者ニーズに合わせた多品種栽培</li> </ul>	517万円

【法人経営】

営農類型	経営規模	モデルのポイント	農業所得
①水 稻 + 大 豆  主たる従事者4名	主食用米 30ha 大豆 20ha (借地 50ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落営農を母体とする農事組合法人</li> <li>・土地利用型作物を主体とした経営</li> <li>・ほ場の集積・集約化による作業効率向上</li> <li>・構成員(オペレーター)が主な労働力</li> </ul>	488万円
②水 稻 + 飼料用米 + 大 豆  主たる従事者4名	主食用米 20ha 飼料用米 15ha 大豆 15ha (借地 50ha)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落営農を母体とする農事組合法人</li> <li>・土地利用型作物を主体とした経営</li> <li>・ほ場の集積・集約化による作業効率向上</li> <li>・構成員(オペレーター)が主な労働力</li> </ul>	574万円

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の2の(1)に示したような目標を可能とする農業経営の指標は、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型は第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標のとおりであり、新たに農業を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、本指標を参考とする。

第1の6の(2)に示す目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を確保することであり、まず、この目標達成に向けた経営規模を確保し、将来的には第1の2の(1)に示す目標達成を目指す。

## 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本町農業を維持・発展させていくためには、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、新規に就農（農業経営を開始又は農業への就業）する者や中小・家族経営等も含め、幅広く多様な経営体を育成していく必要がある。

現在地区の担い手となっている認定農業者、認定新規就農者、集落営農等については、各種支援制度を活用するとともに、地区での話し合いを進め、農地の利用集積を一層促進し、より経営の効率化に資するよう支援していく。

新たに就農しようとする青年等については、農地・農業技術・農業経営等の相談対応や情報提供、地域での受入のサポート等、関係機関で連携して支援を行うとともに、最近増えてきている雇用就農希望者への対応として、集落営農法人等で雇用できる環境づくりを推進していく。

中小・家族経営等は、特色ある農産物の生産や地域農業の労働力や地域資源の保全等に重要な役割を果たしており、多様な人材が農業に関わることにより地域農業及び集落機能が維持されていくことから、地域に定着し、生きがいを持って営農を継続できるよう支援を行っていく。

### 2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材を確保するために、農業協同組合や普及センター等関係機関と連携して、就農計画作成、就農希望者に対する情報提供、農地、施設・機械のあっせん、農業技術・農業経営の習得、住居のあっせん等を一貫して行う。

また、就農後の定着に向けて、農業技術の向上、販路開拓や生活に関わる相談及び地元農家や地域住民との交流等の必要なサポートを行う。

本構想に基づく青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者については、青年等就農資金、経営発展支援事業等の新規就農関連の支援策を活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、農業委員会、農業協同組合、普及センター等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農計画作成、就農希望者への情報提供や相談対応、農地や施設・機械のあっせん、就農後の定着に向けたサポートを以下の役割分担により実施する。

- ・ 町は、生活・住居等に関する情報提供や、兼業を希望する場合は、職業紹介等地域に定着する上でのサポートを行う。
- ・ 農業協同組合は、農業技術の指導、販路・営農資金の相談対応を行うとともに、必要に応じて農業機械・施設のあっせんなど必要なサポートを行う。
- ・ 農業委員会は、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報提供、農地の紹介・あっせん等を行う。
- ・ 各集落は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

### 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・ 町は、農業協同組合と連携し、就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を整理し、普及センター及び宮城県農業経営・就農支援センター（以下「就農支援センター」という。）に情報を提供する。
- ・ 町及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、普及センター及び就農支援センターに情報提供するとともに、就農支援センターと連携して必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	備 考
90%	

注) 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の経営体とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 基本構想水準到達者
- (3) 集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織「特定農業団体、複数農業者により構成され、共同販売経理をする農作業受託組織」）
- (4) 認定新規就農者

注) 2 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積」とは、注) 1の経営体

が営農する次の農用地の面積とする。

- (1) 自己所有地
- (2) 借入地
- (3) 特定農作業受託地（農作業を受託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる次の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいう。①稲については、耕起・代かき、田植及び収穫・脱穀。②麦・大豆については、耕起・聖地、播種及び収穫。③その他の作物にあっては①又は②に準ずる作業。）

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、農地の面的集積が重要であることを踏まえて、農地中間管理事業等の活用により効率的かつ安定的な農業経営への農地利用集積の割合を高めていくことを目標とする。

## 2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携し、地域計画の策定を通じて、地域の合意形成を図りながら、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手への農用地の利用集積を加速する。

なお、中山間に相当する地域や担い手不足の地域では、地域農業・農村を支える中小・家族経営や多様な人材を含め、地域全体で農用地の確保・有効利用を図っていく。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性、即ち、稲作を基幹作物に据えた複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせん促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

本町では、町の水田の約73%（1,800ha余り）に亘る区域の近代的機械化農業を期待して、昭和46年より圃場整備事業に着手、20年の歳月を費やし事業が完工されたところであるが、今後、その他の地域において圃場の大区画化を進め高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施するものとする。

特に、換地と一体的な利用権設定を増進し、土地改良区の主体的な取り組みによって、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者等の個別経営体及び組織経営体が、連坦的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めるものとする。

今後町内の丘陵地の一部や圃場整備未整備地区、その他の条件不利地においては、積極的な農用地の有効利用を図るため、特に農用地利用改善事業等を重点的に推進し農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、本町の基幹作物である米の農繁期を除いて設定することとし、開催にあたっては、関係者への周知に加え、町のホームページや広報紙を通じて周知する。協議にあたっては、町全域を対象とした場とは別に、地区での具体的な話し合いの場を設け、幅広い農業者の意見が反映されるように配慮する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでの人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

町は、地域計画の策定にあたって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、また、毎年進捗管理を行い、必要に応じ変更の手続きを行う。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に、常時従事すると認められること。
  - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
  - (エ) その者が農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
  - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農用地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情が



ある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地としての利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
  - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ その者が、地域の農業における他の農業者と適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の認定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第

10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を伴せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが、特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された際には、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため、必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、色麻町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52号第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により本町の農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会から要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは本町は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係

る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の権利を解除する旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより権利の設定を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①に規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときはその旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち、(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって、利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 色麻町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適切に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

**3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として、適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の

領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の基準となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化、その他農作物栽培の改善に関する事項

ウ 農用地利用改善事業

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### （5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、参考様式第6-1号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができるものとする。

② 本町は、申請された農用地利用規程が、次に掲げる要件に該当するときは、法第23条1項に基づく認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

### （6）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① （5）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う、経営感覚に優れた効率的かつ安定

的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。（以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5)の①に認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが、確実であると認められるとき。
  - ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地については、所有者（所有権以下の権限に基づき、使用及び収益をする者がある場合にはその者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用

地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、助言

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、色麻町担い手支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本町では、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で、必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合、その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織、又は経営体の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた、部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- ⑦ 農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進
- ⑧ 地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとするものから申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他関連施策との連携

本町は、第5の1から4までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 本町北部地域等に、県営ほ場整備事業により水田の大区画化を進めるとともに、それを契機として基盤整備のなされた水田の利用集積が認定農業者になされるよう努め



るものとする。

- ② 定住条件の整備を促進するため、町全域を対象に住居環境の改善を目的とした農業の担い手確保に努めるものとする。
- ③ 水田収益力強化ビジョンの実現にむけた積極的な取り組みによって、水稲作の転作等を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の整備を通じ農業の担い手確保に努める。
- ④ 農家の農業機械施設等への過剰投資による経営悪化を防止する為、更新時期を契機に認定農業者等を中心とした個別経営体や組織経営体へ基幹作業の委託を促進するものとする。
- ⑤ 強い農業づくり交付金等を活用し、環境保全に立脚した生産性の高い畜産経営の確立と産地化を一層進める。  
特に、地域で生ずる家畜糞尿の堆肥化等を推進し、土地利用型農業や施設園芸農業での土づくりに活用する等、耕種部門との結合を図り相互の営農展開に資するよう努める。
- ⑥ 本町は、農業農村の健全な発展と、望ましい農業経営の育成を図るため、関係者との合意形成を図りつつ、農業生産環境の整備に努める。
- ⑦ 町の全域を区域とする農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤の強化の促進に資することとなるよう配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本町は、色麻町議会、農業委員会、普及センター、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、色麻町農業再生協議会及び同幹事会、農用地利用改善団体、その他の関係機関と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年に亘り第1、第4で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関、団体別の行動計画を樹立するとともに、関係機関及び関係団体のそれぞれの役割や具体的対応を明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう相互に連携を図りながら協力関係を深めるものとし、本町はこのような協力関係における調整機能を十分に発揮するように努める。

## 第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定されたみやぎ農業振興公社は、県基本方針第6に定められた事業を行う。

本町において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、色麻町農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業が行われることとし、色麻町は農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、普及センター等関係機関・団体との協調に努める。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、令和5年9月1日から施行する。

## 別紙 1 (第 5 の 2 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年制令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地が農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合	法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定	その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること
○ 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 条に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合	その土地を効率的に利用することができることと認められること
---------------------------------------	-------------------------------

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は原則10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて敵切と認められる一定期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて10年とすることが相当でないとは認められる場合には、10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施による設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえて賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草牧草地については、その採草牧草地の近隣の採草牧草地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草牧草地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草牧草地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算出する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>借賃を金銭以外の場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農地の改良のために費やした金額又はその時における当該農地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、色麻町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近隣の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算出する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

	<p>設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地についてはⅠの②の3と同じ。</p>		
--	--	--	--

### Ⅲ 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却等、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Ⅰの③に同じ。 この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合に、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

### Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱については、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>